

## 虐待防止のための指針

### 1. 基本的な考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行いません。

### 2. 虐待の定義 別表 厚生労働省 養介護事業者による高齢者虐待類型（別表参照）

#### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある行為を加える事。

#### (2) 介護・世話の放棄・放任

必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しく暴言・または著しく拒絶的な対応その他の利用者利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

#### (4) 性的虐待

利用者に関係のない行為をする事、または利用者に対して関係のない行為をさせる事。

#### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分する事、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得る事。

### 3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 当施設では虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置すると共に、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は施設長、参加者は介護支援専門員・ユニットリーダーとする。

(3) 委員会は、年 2 回以上、「身体拘束委員会」と併せて、委員長の招集により開催する。

(4) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事。

②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事。

③従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。

④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事。

⑤虐待が発生した場合に、その対応に関する事。

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関する事。

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると共に、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年2回以上実施する。また新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記載し保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告すると共に、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対応する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察などの協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

#### 6. 虐待が発生した場合の相談報告体制

- (1) 職員等が他の職員による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は時系列で概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等は発生した経緯等を踏まえ、高齢者虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

#### 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

#### 8. 虐待等に係る苦情解決に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

#### 9. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入居者は、いつでも本指針を閲覧することが出来ます。また、当ホームページにおいて、いつでも閲覧可能な状態とする。

#### 10. その他虐待防止の推進のための必要な事項

4に求める研修のほか、虐待防止・権利擁護に関する研修などには積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

#### 附則

この指針は令和4年7月1日より適用する。

#### 附則

この指針は令和6年1月1日より適用する。

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
<p><b>i 身体的虐待</b></p>	<p>①暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。蹴る。殴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。等</li> </ul> <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>・食事の際に職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。</li> <li>・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。等</li> </ul> <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
<p><b>ii 介護の世話の放棄・放任</b></p>	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。</li> <li>・室内にゴミが放置されている、ネズミやゴキブリがいる等劣悪な環境に置かせる。等</li> </ul> <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない、あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。等</li> </ul> <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li> <li>・必要なメガネ・義歯・補聴器があっても使用させない。等</li> </ul> <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。等</li> <li>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。</li> </ul>
区 分	具 体 的 な 例
<b>iii 心理的虐待</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①威嚇的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「個々(施設・居宅)にいらなくしてやる」「追い出す」などと言い 脅す。等</li> </ul> </li> <li>②侮辱的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗や食べこぼしなどの老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</li> <li>・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。</li> <li>・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。</li> <li>・子供扱いするような呼称で呼ぶ。 等</li> </ul> </li> <li>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意味もなくナースコールを押さないで」「なんでこんなことができない の」などと言う。</li> <li>・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>・高齢者の大切にしている物を乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・高齢者がしたくてもできないことを、当てつけにやってみせる。(他の利用者にやらせる)。 等</li> </ul> </li> <li>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人に意思や状態を無視してオムツを使用する。</li> <li>・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など</li> </ul> </li> <li>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</li> <li>・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 等</li> </ul> </li> <li>⑥その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子での移乗介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> <li>・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し、他の職員に見せる。</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 等</li> </ul> </li> </ul>
<b>IV 性的虐待防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話をさせる)。</li> <li>・わいせつな映像や写真をみせる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> </ul>
区 分	具 体 的 な 例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり下着のまままで放置する。</li> <li>・人前で排泄させたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。等</li> </ul>
<b>V 経済的虐待</b>	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服、窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。</li> <li>・立場を利用して「お金を貸して欲しい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。等</li> </ul>

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者の向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ、又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決 昭和25年6月10日)